○環境保全施設整備事業補助金取扱要領

平成３１年３月２５日生物第１９０５号　制　　定
令和　２年３月３１日生物第２０１１号　一部改正
令和　８年３月３１日自然第１３１９号　一部改正

（趣旨）

第１　この要領は、環境保全施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定める。

（補助事業者及び対象事業）

第２　補助事業者は市町村とし、補助金の対象となる事業は、予防保全型管理施設として個別施設計画を策定し、維持管理していく施設であり、既存施設の長寿命化を主目的とする次の（１）から（５）までの事業とする。ただし、第３各項に定める事業を除く。

（１）　国立公園において行われる次のアからツまでに掲げる施設の整備事業（国立公園事業として実施するものに限る。）

ア　道路（車道）
　自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。

イ　道路（自転車道）
　公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。

ウ　道路（歩道）
　公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。

エ　橋
　河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。

オ　広場
　乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりを有するものをいう。

カ　園地
　公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりを有するものをいう。

キ　避難小屋
　公園利用者が山岳等において、一時、難を避けるために設けられる施設をいう。

ク　休憩所
　公園利用者の休憩又は飲食の用に供させる施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。

ケ　野営場
　公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等）をいう。

コ　駐車場
　公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりを有する施設をいう。

サ　桟橋
　公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（桟橋、浮桟橋、岸壁、物揚場等）をいう。

シ　給水施設
　公園利用者の飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。

ス　排水施設
　集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

セ　公衆便所
　公園利用者の用に供される便所をいう。
ソ　博物展示施設
　主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。
タ　砂防施設
　公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。
チ　防火施設
　森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。
ツ　上記アからチまでの施設に係る付帯施設。

（2）国定公園において行われる次に掲げる施設の整備事業（国定公園事業として実施するものに限る。）
ア　道路（車道）
　自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。
イ　道路（自転車道）
　公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
ウ　道路（歩道）
　公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
エ　橋
　河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
オ　広場
　乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりを有するものをいう。
カ　園地
　公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりを有するものをいう。
キ　避難小屋
　公園利用者が山岳等において、一時、難を避けるために設けられる施設をいう。
ク　休憩所
　公園利用者の休憩又は飲食の用に供させる施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。
ケ　野営場
　公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等）をいう。
コ　駐車場
　公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりを有する施設をいう。
サ　桟橋
　公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（桟橋、浮桟橋、岸壁、物揚場等）をいう。
シ　給水施設
　公園利用者の飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。
ス　排水施設
　集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。
セ　公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

ソ　博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。

タ　植物復元施設

植物を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

チ　動物繁殖施設

公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。

ツ　砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

テ　防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。

ト　自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。（自然再生の対象地を含む。）。

ナ　上記アからトに係る付帯施設。

（３）国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業。

（４）国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。）において行われる自然再生施設の整備事業。ただし、平成 18 年度以前からの継続事業に限る。

（５）環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成１５年３月３１日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業。

（補助対象とならない事業）

第３　次に掲げる事業は補助金の対象とならない。

（１）公園事業の内、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に別段の規定があるその他の事業

（２）第２の各項に掲げられていない事業及びその付帯施設の整備

（３）第２の各項に掲げられている事業の付帯施設うち、第２の各項に掲げられていない施設の整備

（４）既存構造物等の取壊しや除去等、撤去を主目的とした整備

（５）収益施設の整備

（６）清掃や単純役務等の維持管理に係る行為

（７）民間所有施設の取壊し、整備

（８）備品を購入し、施設に取り付ける整備

（９）その他環境保全施設整備交付金の交付対象とならない事業

（事業費の区分、算定基準及び内容）

第４　この事業の補助対象事業費（交付基準による算定額）は、別表に定める事業費の区分、算定基準及び内容により算定した額とする。ただし、当該区分に係る実支出額が交付基準による算定額より少ないときはその実支出額とする。

なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。

（１）鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事

（２）自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の改設等を主体とする工事

（３）給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の改設等を主体とする工事

（４）休憩所、公衆トイレ、炊事棟等の建物の増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事

（５）駐車場、車道等広面積の舗装等を主体とする工事、展示工事等前各号以外の工事であって、別表

に定める算定基準によることが、著しく不適当又は困難であると認められるもの

（事業実施にあたり留意すべき事項）
第５　事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。
（１）本事業は、自然公園等自然環境の優れた地域におけるものであり、設計者は自然公園施設の設計に関して十分な知識と技術を有するものであること。
（２）施工業者の選定に当たっては、自然公園施設の工事について、十分な知識と技術のある者を有する業者であって、信用、技術、施工能力等を特に重視すること。
（３）工事に使用する資材については、規格のあるものについてはそれを使用し、その他の資材についても使用開始後において事故を引き起こすことのないものを選定使用すること。
（４）設計業務において必要な場合及び工事を行う際には、自然公園法上の手続きを行うこと。

（経費の配分の軽微な変更）
第６　補助金の交付の決定を受けた後における経費の配分の変更であって次に掲げるもの（その変更の額又は率が別表第５欄に掲げる算定基準を上回るものを除く。）にあっては、知事の承認を要しない。
（１）本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費の相互間の流用
（２）庁費、旅費の相互間の流用（ただし、食糧費の増額を除く。）
（３）旅費及び庁費から、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費への流用

（内容の軽微な変更）
第７　補助金の交付の決定を受けた後における内容の変更で、本工事費及び附帯工事費において施設の位置、規模又は構造に著しい変更を生じないもので、かつ、工種の追加のない工事にあっては、知事の承認を要しないものとする。

（事務処理）
第８　市町村長は、補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業の完了の日の翌年度から５年間整理保存するものとする。
（１）補助事業の施行に当たって請負契約等を締結したときは、次に掲げる関係書類
ア　予定価格調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書
イ　競争公告又は指名通知等の関係書類
ウ　入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類
エ　契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）
（２）事業費の経費に当たって、事業費の支出関係書類（支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書）、北海道通知のほか、次に掲げる各帳簿等
ア　事業費歳入簿、歳出予算差引簿
イ　資材受払簿
ウ　工事日誌（請負工事であるときは、工事監督日誌とする。）
（３）補助対象工事のうち、市町村が直接支出する材料費、労務費、労務者保険料、測量設計費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費については、各経費の費別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。
（４）前項その他の事務処理に当たり、疑義又は重大な事故等が生じたときは、速やかに知事に質疑し、又は報告する等事業の適正な運営を期するため、必要な措置をとるものとする。

（交付の申請に必要な書類）
第９　市町村長は、この補助金の交付の申請を行うときは、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添付し知事に提出する。
（１）事業計画書（別記第２号様式）

（２）補助金等交付申請額算出調書（別記第３号様式）
（３）経費の配分調書（別記第４号様式）
（４）事業予算書（別記第５号様式）
（５）事務費内訳（別記第６号様式）
（６）位置図及び配置図
（７）現況写真
（８）ライフサイクルコストの縮減額等を示した個別施設計画概要書
（９）その他算出根拠となる設計書等
（10）電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第７号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

（変更の承認申請に必要な書類）
第１０　市町村長は、この要綱第４の（２）又は（３）により知事の承認を受けようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（別記第８号様式）に第９に掲げる書類を添付し知事に提出する。

（状況報告）
第１１　要綱第４の（６）に定める報告は、事業状況報告書（別記第９号様式）により行う。

（工事完成届）
第１２　市町村長は、この補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届（別記第１０号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告書等に必要な書類）
第１３　市町村長は、この補助金の交付の決定を受けた事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（別記第１１号様式）に次に掲げる書類を添付し知事に提出する。
（１）　事業実績書（別記第２号様式）
（２）　補助金等精算書（別記第１２号様式）
（３）　事業精算書（別記第１３号様式）
（４）　竣工検査調書の写し
（５）　請負契約書の写し
（６）　設計変更に関する書類の写し
（７）　関係図面
（８）　竣工写真
（９）　事務費内訳（別記第６号様式）

（事業執行遅延（不能）の報告）
第１４　要綱第７に定める報告は、補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第１４号様式）により行う。

（中止または廃止の承認申請に必要な書類）
第１５　市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第１５号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

附　則
１　この要領は、平成３１年度事業から適用する。
２　平成３１年度から平成３２年度までに限り、第２の補助対象事業に、既存施設の長寿命化を主目的とする第２（１）から（５）に定める事業の施設における個別施設計画の策定を含める。

附　則

この要領は、令和２年度事業から適用する。

附　則

この要領は、令和８年度事業から適用する。

別表

1 区　分	2 費　目	3 細　目	4 細　分	5 算　　定　　基　　準	6 内　　容
工事費					工事「工事費」とは工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費､営繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。
	本工事費			自然公園工事（造園・土木工事）については「森林土木事業積算要領（北海道水産林務部）」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「営繕工事積算要領（北海道建設部）」を適用する。 ただし、同基準によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。）及び本工事に伴う附帯工事（附帯工事に必要な準備工を含む。）の施工に必要な経費をいう。
	測量設計費			直接必要とする額。なお、基本計画の策定に要する経費は交付対象外とする。	「測量設計費」とは補助対象者が工事を施工するために必要な調査、測量設計及び試験に要する経費をいう。 補助対象者が直接、調査、測量及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	用地費及補償費			直接必要とする額	「用地費及補償費」とは補助対象事業に必要な最小限度の用地の取得要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用（補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。）
	機械器具費			直接必要とする額	「機械器具費」とは、補助対象者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。
	営繕費			直接必要とする額	「営繕費」とは、補助対象者が工事施工に当たって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付金事業者が工事施工を監督するため、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。
	消費税相当額			本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、及び営繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。	

別表

<table>
<tr><th>1
区　分</th><th>2
費　目</th><th>3
細　目</th><th>4
細　分</th><th>5
算　定　基　準</th><th>6
内　容</th></tr>
<tr><td>事務費</td><td>旅費
庁費</td><td></td><td></td><td>交付対象事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額（区分ごとに千円未満切り捨て）の合計額の範囲内とする。

<table><tr><th>号</th><th>区　分</th><th>率</th></tr><tr><td>1</td><td>3,000万円以下の金額に対して</td><td>7.0%</td></tr><tr><td>2</td><td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して</td><td>6.5%</td></tr><tr><td>3</td><td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>4</td><td>1億円を超え3億円以下の金額に対して</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>5</td><td>3億円を超え5億円以下の金額に対して</td><td>3.5%</td></tr><tr><td>6</td><td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td><td>2.5%</td></tr><tr><td>7</td><td>10億円を超え20億円以下の金額に対して</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>8</td><td>20億円を超え30億円以下の金額に対して</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>9</td><td>30億円を超える金額に対して</td><td>0.5%</td></tr></table></td><td>「事務費」とは、補助対象者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、庁費及び工事現場事務所又は出先機関において必要とする旅費、庁費、並びに、これらにかかる消費税相当額の合計額をいい、庁費とは報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等をいう。（ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号）に規定されている会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）</td></tr>
</table>